

令和元年（2019年）11月15日

姫路市長

清 元 秀 泰 様

姫路市個人情報保護審議会

会長 永 井 一 郎

姫路市個人情報保護条例第39条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和元年9月30日付けで諮問のあった下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

(諮問事項)

審査請求人の父及び母の印鑑登録がわかる物と印鑑登録の履歴がわかる物の保有個人情報の開示請求に対し、姫路市長が令和元年5月22日付けで行った部分開示決定処分に対する審査請求

## 第1 審議会の結論

姫路市長（以下「実施機関」という。）が令和元年5月22日付けで審査請求人に対して行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 第2 本件審査請求の経緯

### 1 審査請求に係る開示請求

(1) 開示請求人は、令和元年5月8日付けで、「〇〇（以下「父」という。）及び〇〇（以下「母」という。）の印鑑登録がわかる物と印鑑登録の履歴がわかる物全て①印鑑登録制度ができた年度から②特に平成12年、13年、14年の印鑑登録や印鑑登録証の再発行の履歴が必須。父については、〇郡〇町、初回分に逆のぼって、昭和25年には登録済み分から必要。母については、〇郡〇町初回分に逆のぼって、昭和18年には登録済から必要。（以下「本件開示請求」という。）」を求めるとして、姫路市個人情報保護条例（平成17年条例第78条。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により開示請求を行った。審査請求人の父、母はすでに死亡しているため、子である審査請求人は、条例第14条第3項第1号の規定に基づき、父、母の保有個人情報の開示を請求する権利を有する。

(2) 市政情報センターは、令和元年5月9日付けで、住民窓口センターへ開示請求書を送付した。

### 2 実施機関の決定

実施機関の決定は、本件開示請求に係る対象公文書を、印鑑登録原票（副本）（以下「当該公文書」という。）と特定した上で、令和元年5月22日付けで、以下の理由を付して本件処分を行い、審査請求人に通知した。

（開示しない部分）

(1) 父の印鑑登録原票（副本）

(2) 母の平成13年1月29日より前の印鑑登録原票（副本）

（その理由）

(1) 印鑑登録者の死亡により消除された印鑑登録原票（副本）の文書保存期間（5年）を経過しているため、当該公文書は本市には存在しない。

(2) 印鑑登録年月日が平成13年1月29日より前の消除された印鑑登録原票（副本）の文書保存期間（5年）を経過しているため、当該公文書は本市には存在しない。

（根拠条項）

(1)及び(2) 姫路市個人情報保護条例第19条第2項に該当

- 3 開示請求人は、本件処分を不服として、令和元年8月20日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分の取り消し及び本件処分により特定された当該公文書以外に記録された保有個人情報の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成26年から平成29年及び平成30年12月に姫路市住民窓口センターへ問い合わせたところ「印鑑登録の平成12年前後の印影、印鑑登録、廃止及び登録の履歴は、合併前の安富町に昭和から同一住所に住んでいれば、永年保管のため履歴はある」。また、「死者との親子関係がわかる戸籍謄本等の必要書類を持参すれば、窓口で平成12年前後の印影、印鑑登録、廃止、印鑑、印鑑登録カード発行等の履歴の閲覧、複写ができる」旨の説明を受けた。令和元年5月8日に「平成12年前後の印影や廃止、登録の履歴、印鑑登録履歴」の閲覧に住民窓口センター窓口へ行ったが、母の印鑑登録原票（副本）（登録年月日：平成17年11月21日、廃止抹消年月日：平成25年12月27日）が開示された。令和元年5月22日付けの本件処分には、これまで住民窓口センターから受けた説明と相違のある内容が開示されており、本来開示されるべき公文書が開示されていない。

### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、諮問説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

#### 1 住民窓口センターにおける印鑑登録事務について

本件開示請求の対象となる保有個人情報は、印鑑登録事務に係る事務である。当該事務の所管課は、住民窓口センターであり、本件開示請求に係る保有個人情報を検索し、特定した。

#### 2 条例第19条第2項の該当性について

父の印鑑登録原票（副本）については、印鑑登録者の死亡により消除された印鑑登録原票（副本）の文書保存期間（5年）を経過して廃棄されているため、当該公文書は存在しないこと。母の平成13年1月29日以前の印鑑登録原票（副本）の

文書保存期間（５年）を経過して廃棄しているため、当該公文書は存在しないことを理由として不開示としている。

3 部分開示決定通知を行った対象以外の公文書について

実施機関は、本件処分のうち、本件開示請求に係る対象公文書を母の当該公文書として特定し、公開している。なお、それ以外の対象公文書については、上記２の理由により保存年限を経過して廃棄しているため存在せず、当該公文書を公開することはできない。

第５ 審議会の判断

1 開示請求に係る保有個人情報について

審査請求人は、複数年にわたり住民窓口センターに対し、印鑑登録に関する問い合わせをし、死者との親子関係のわかる戸籍謄本等の必要書類を持参すれば、父及び母の印鑑登録に関する履歴の閲覧や複写ができる旨の説明を受けてきたため、開示された当該公文書以外の公文書を開示するように主張している。しかし、処分庁では、本件開示請求に係る父及び母の不開示部分について、改めて安富事務所、本庁舎（以下「当該場所」という。）及び印鑑登録システムを確認したが、本件処分において開示した当該公文書以外は保有していないことを確認している。

2 対象公文書について

本件処分において、実施機関が主張する対象公文書の一部しか保有していないという部分開示理由について、次のとおり検討を行った。

ア 安富町は、平成１８年３月２６日に姫路市へ編入合併されている。編入合併前の安富町印鑑条例施行規則第７条第１号では、消除された印鑑票の保存期間は、消除の翌年から５年の規定がある。

イ 姫路市印鑑条例施行規則第１１条第３号では、消除した印鑑票の保存期限は、消除した日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年の規定がある。

ウ 開示した当該公文書以外を当該場所において探索するが、開示した当該公文書以外は保有していなかった。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、これまでに複数回にわたり実施機関に対して問い合わせをしており、実施機関からは同一住所に居住していれば当該公文書が存在するとの回答を得ており、部分開示されたことに対して、本来受け取れるべき法的権利を侵害されていると主張している。しかし、処分庁は当該事案に係る対象公文書の存否について当該場所において次のとおり調査を行い、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しないことを確認した。

(1) 当該場所において印鑑票を探索したが、本件事案に関する保有個人情報は存

在しなかった。

- (2) 姫路市の編入合併時の文書引継ぎ目録を確認したが、削除した印鑑票については姫路市へ引継がされていなかった。

実施機関は、公文書の保存期限を例規で規定しており、削除した印鑑票の保存年限は5年となっている。今回の開示請求により当該公文書を当該場所において探索したが発見されなかった。「文書があるはず」と審査請求人が思料されたとしても、保存年限終了後廃棄されるのが通常の事務処理の方法と認められるため、物理的不存在と解される。保存年限終了後も当該公文書を保存しておく必要があったものとは認められず、本件事案において、上記のような取扱いがなされたとしても、特段不自然な文書管理等を行ったとは認められない。審査請求人からの問い合わせに対し、内容を正確に把握するとともに実施機関が保有していないという実態を正確に説明すべきであったと考えられるが、実施機関が本件開示請求に係る当該公文書を保有していないという実施機関の主張には合理性があり、妥当であると認められるため、審査請求人の主張を採用することはできない。

## 第6 結論

以上のことから「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 審 査 の 経 過

年月日	審議会	経過
令和元年9月30日	—————	諮問書提出
令和元年10月7日	令和元年度第2回審議会	諮問説明 口頭意見陳述（処分庁）
令和元年10月28日	令和元年度第3回審議会	口頭意見陳述（審査請求人） 審査
令和元年11月15日	—————	答申